

協 定 書

大阪府淀川警察署

社会福祉法人

大阪市淀川区社会福祉協議会

大阪市淀川区役所

淀川区特殊詐欺被害防止対策に関する協定書

大阪府淀川警察署（以下「甲」という。）、社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び大阪市淀川区役所（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区民が被害に遭う特殊詐欺の被害防止を図るため、甲、乙及び丙が相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、各種安全対策に取り組み、もって、区民が安全で安心して暮らせる社会づくりを実現することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲、乙及び丙は前条に定める目的を達成するために、以下の事項について連携し実施する。

- （1） 特殊詐欺の被害状況に関する情報の提供
- （2） 特殊詐欺被害防止のための各種広報啓発
- （3） その他特殊詐欺被害防止に資する施策

（情報の提供）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、特殊詐欺の現状や効果的な被害防止の指導方法について講習し、その他必要な情報提供を行う。

（広報啓発の実施）

第4条 甲、乙及び丙は、区民が自ら特殊詐欺の被害防止に取り組み、または、地域において特殊詐欺の被害を防止する機運が醸成されるよう、広報啓発に努めるものとする。

2 甲は、現に区内において特殊詐欺若しくはその予兆と認められる事案が連続して発生した場合は、乙及び丙に連絡するものとし、連絡を受けた乙及び丙は各種広報啓発活動の強化に努める。

（被害防止に資する施策の実施）

第5条 丙は、特殊詐欺の被害防止対策を推進するための施策の実施に努める。

2 甲及び乙は、丙の施策実施に際し、必要な助言等を行う。

（運用上の配慮事項）

第6条 協定は、相互に任意の協力の下に実施するものであり、特別な権利又は義務を生じるものではない。

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

(期 限)

第8条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から起算して1年とする。
ただし、この期間満了までに甲、乙、丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項、またはこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

附則

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有する。

平成 29年 4月 21日

甲 大阪府淀川警察署長

乙 社会福祉法人
大阪市淀川区社会福祉協議会会長

丙 大阪市淀川区長